

# 旅行条件書(国内受注型企画旅行)

お申込みの際には、必ずこの旅行条件書を十分にお読みください。

【本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。】

## 1. 受注型企画旅行契約

(1)「受注型企画旅行契約」(以下、「契約」といいます。)とは、株式会社富士ツアーリスト(以下、「当社」といいます。)が、お客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等のサービスの内容ならびに、お客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

## 2. 旅行契約の申込み

- (1)当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。お申込金は旅行代金の20%相当額から旅行代金までとします。
- (2)当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員の「カード名」、「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」等を当社に通知しなければなりません。
- (3)当社は団体・グループを構成するお客様の代表として契約責任者から、旅行申込があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (4)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者(当該旅行参加者)の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は第16項による第三者提供が行われることについて、構成者に同意をいただいたものとしてみなします。
- (5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6)当社は、契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7)旅行のお申込みの際に、慢性疾患をお持ちの方、現在、健康を損なわれている方、動物アレルギーのある方、補助犬をお連れの方やおからだの不自由な方等で特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、医師の健康診断書を提出していただく場合があります。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

## 3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1)当社の業務上の都合があるとき。
- (2)通信契約を締結しようとする場合であって、お客様のクレジットカードが無効である等、旅行代金等にかかる債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (4)お客様が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (5)お客様が当社に対して、暴力的または不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合や風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり、業務を妨害するなどの行為を行ったとき。

## 4. 契約の成立時期

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立いたします。
- (2)当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付した時に成立するものとします。

■一部コースで利用する航空運賃が、お申込みいただく時点の航空機の空席状況によって航空運賃が変動する「個人包括旅行運賃」を利用する商品においては、旅行契約締結時にお申込金として旅行代金全額をお支払いいただきます。

- (3)申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」「企画料金」等お客様が当社に支払う金銭の一部または全部として取り扱いいたします。
- (4)旅行契約を電話またはご来店ではなく、ファクシミリ、電報、テレックス、インターネット、e-mail及び郵便等にてお申込み又は、ご予約がなされた場合は下記の時点で成立します。

ア)事前に申込金のお支払があった時は、当社が承諾する旨の通知がお客様に到着したとき。

イ)事前に申込金のお支払がない時は、当社が申込金を受理した後に、当社らが承諾した旨の通知がお客様に到着したとき。

## 5. 契約書面のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。
- (2)契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。

## 6. 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程または運送もしくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関および表示上重要な運送機関の名称を限定して記載したうえで、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合があります。なお、お渡し方法には郵送を含みます。
- (2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し、旅程を管理する義務を負うサービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- (2) 本項(1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示することがあります。
- (3) 利用する運送機関の運賃・料金(以下「適用運賃・料金」といいます。)が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。この場合、お客様は、旅行開始日前に企画料金または取消料を払うことなく契約を解除することができます。
- (4) 当社は本項(3)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(3)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を旅行契約書面に記載した場合において、契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 8. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行の日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

## 9. 旅行契約の解除

- (1) お客様から企画料金または取消料をいただく場合
  - ア) お客様は、企画書面記載の企画料金または取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内に受け付けいたします。
  - イ) 当社の責任とならないローン手続き、渡航手続き等の事由による取消の場合も企画書面記載の取消料をいただきます。
  - ウ) 当社が運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関に対して支払うべき取消料の金額を企画書面に証憑書類を添付して明示したときは、お客様は、明示された取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- (2) お客様から企画料金または取消料をいただかない場合  
お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金または取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
  - ア) 旅行契約内容に第13項旅程保証の表の左欄に例示するような重要な変更が行われたとき。
  - イ) 旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更が求めがあった場合を除きます。)
  - ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - エ) 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
  - オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- (3) 旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは本項(1)にかかわらず、企画料金または取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分にかかる金額をお客様に払い戻しいたします。
- (4) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除する場合があります。
  - ア) お客様の病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - ウ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - エ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
  - オ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - カ) お客様が第3項契約締結の拒否(3)(4)(5)のいずれかに該当することが判明したとき。

- (5) 旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約を解除する場合があります。
- ア) お客様の病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。
  - エ) お客様が第3項契約締結の拒否(3)(4)(5)のいずれかに該当することが判明したとき。
- (6) 前項(5)の場合において、当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻しいたします。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他のすでに支払い、または、これから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、お客様に払い戻しいたします。

## 10. 添乗員

- (1) 当社は、契約責任者の求めにより、添乗員サービスを提供することがあります。添乗員が同行の場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は旅行代金に含むものとします。
- (2) 添乗員が行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

## 11. 当社の責任

- (1) 当社は、受注型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害につきましては、損害発生の日から起算して14日以内に、当社に対してお客様からの通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

## 12. 特別補償

- (1) 当社は、お客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に損害または手荷物に被った一定の損害について旅行業約款の別紙「特別補償規程」の定めるところにより、お客様またはその法定代理人に、死亡補償金として1,500万円、入金見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円をお支払いいたします。また、所定の身の回り品に損害を被ったときは、携帯品損害補償金15万円を限度(ただし、手荷物1個または1対についての補償限度は10万円を上限としますが、3,000円を超えない場合は対象外です。)としてお支払いいたします。
- (2) 当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の基準によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

## 13. 旅程保証

旅行日程に次表左欄に掲げる契約内容に変更が生じた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約)の規定によりその変更の内容に応じて、次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一つの旅行契約に基づき支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また、一つの旅行契約に基づき、お支払する変更補償金の額が一人様につき1,000円未満の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

<変更補償金>

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%

注1: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を通用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2: ③④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱います。

注3: ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4: ④⑥⑦に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1件として取り扱います。

#### 14. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- (3) お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社または手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。
- (4) 事故等のお申し出について  
旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに現地における当社連絡先にご通知ください。(もし、通知ができない事情がある場合は、その事情がなくなり次第にご通知下さい。)

#### 15. お買い物について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取り等を必ず行ってください。

#### 16. 個人情報の取扱い

- (1) 当社では、旅行お申込の受け付けに際し、お客様から所定の申込書にて、お申込みいただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービス受領のために必要となる個人情報を、お客様よりすべてご提供いただきます。ご提供いただいたお客様の個人情報(氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレス等)について、お客様とご連絡に利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関、保険会社等に対し、電子的方法等により提供いたします。その他、当社は、①当社ら及び当社らの提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典・サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。また、旅行手配、統計処理等のため業務を委託する場合があります。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名、年齢、住所、電話番号又はメールアドレス・旅行内容等のお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。また、その管理は当社が責任をもって行います。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、商品及び催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称およびプライバシーポリシーについて責任を有する者の氏名、名称は当社ホームページをご参照下さい。「富士ツーリストホームページ: <https://www.fuji@fujitourist.co.jp>」
- (3) 当社は、旅行先でお客様のお買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を守秘義務契約を締結した土産物店(DFS[免税店])に提供する場合があります。この場合、お客様の氏名・搭乗日及び搭乗される航空便等にかかわる個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することにより提供します。なお、お申込みいただく際には、これらの個人データの提供について、お客様に同意をいただくものとします。
- (4) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。

#### 17. 約款基準

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約)の定めるところによります。当社の旅行業約款は当社ホームページからご覧になれます。

#### 18. 国内旅行保険への加入について

ご安心してご旅行していただくために、お客様ご自身で国内旅行保険をかけるようにおすすめします。

この旅行条件書は2020年4月に基づきます。(更新日:2020年4月1日)

一般社団法人日本旅行業協会正会員 観光庁長官登録旅行業414号 <b>株式会社富士ツーリスト</b> 沖縄県那覇市前島2-2-7 電話:098-862-3333 FAX:098-861-1571 E-mail : fuji@fujitourist.co.jp
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------